

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 9 号	受理年月日	令和3年8月11日
件 名	永田敦史議員が、議会ロビーで話し合い中の市民のなかに不意に乱入し、自分との話し合いに応じるよう一方的かつ強引に求めてきた無法状態を実例として、安城市議会議員政治倫理条例第3条（1）に照らし、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>まずは今年6月21日の、議会ロビーにおける永田敦史議員による、市民に対する傍若無人な振る舞いは、市民の血税で活動する議員のあるべき姿とは到底思えず、強く抗議をする。</p> <p>永田敦史議員は、6月26日のFacebook等で、某議員について『自分の思い通りにならないと人を品位ない言葉で罵倒したり、時に大声を上げ恫喝や暴言、また暴行ともとられかねない行為まですることがあります。』と投稿しているが、この事件から、これは、まさに自分自身のことを言っているのではないかと思えます。</p> <p>特に『また暴行ともとられかねない行為まですることがあります。』と看過できない言葉がありました。どのよう場面を言っているのか。永田議員は、いつ、どこで、このような行為に遭遇されたのか。何か心当たりでもあるのでしょうか。</p> <p>もし、6月21日の場面を言っているなら、永田議員が執拗かつ強引に自分との話し合いに応じるように請願者に迫っているのを見かねた某議員が、永田議員と請願者の間に入って永田議員を制止しようとしていたにすぎないものであり、暴行などいっさい無かったと証言する。それを某議員による暴行と表現したことは、自分の行いをまったく反省しないばかりか、事実を捻じ曲げた、悪質極まりないものと断言させていただく。</p> <p>ここで永田議員の言動について、事実を明らかにしたい。</p> <p>決定的なことは、永田敦史議員が、いつ、どこで、市民らの話し合いに、突然、入り込んだのか、それに対して市民側は、どのような対応をしたのか、である。</p> <p>6月21日は、総務企画常任委員会の開催日であった。請願者は傍聴後、議会事務局横のロビーにて相談をしていた。そこに、永田議員が、突然、話し合いを要求してきた。午前11時頃であった。</p> <p>当方としては、永田議員と口頭で話し合うつもりは毛頭なく、市民間の話し合いの途中でもあり「忙しいので申し訳ありません」と繰り返し断った。しかし、永田議員は何回でも要求を繰り返してきた。請願者は断る過程で、まずは、これまでに繰り返し、説明等を求めてきた内容（ここには、全請願への回答に限らず、メール等で質問をしていた内容についても含まれる）に対して文章で回答をしてほしいと要望した。</p> <p>しかし、永田議員はまったく聞き入れず、大声をあげて食い下がり自分の要求を通そうとした。口頭だけで話をするつもりのようなようだった。</p> <p>永田議員の言動を、一般企業に例えれば、社員が株主に向かって、自分の要求を通そうと強引に迫るようなもので、これは株主に対するあり得ない、かつ許しがたい無礼をはたらいたことと同様である。そのような者が会社に残れるはずがないであろう。</p>		

議会においては、その一員である永田敦史議員は、一方的に、納税者であり有権者である市民に、『こうしろ!』と強要しているのと同じことではないか。まさに言語道断! 当然許される行為ではない。

このように、永田議員の言動は常識的には考えられない、常軌を逸した暴挙と言わざるを得ません。

よって、安城市議会議員政治倫理条例第3条(1)に照らし、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させることを求めます。

請願権は、日本国憲法にもとづいた国民の権利ではあるが、当市議会は、法的に正しい根拠もなく断固として拒否し続けてきた。しかし、永田敦史議員の市民に対する常軌を逸した言動をまさか黙認し、無罪放免にすることはしないものと信じます。

6月26日の永田議員によるFacebook等への投稿を含め、安城市議会は、嘆かわしい醜態をさらしていることの屈辱と危機感を全議員で共有し、その改善に向けた行動を要求します。

請願事項

- 1 永田敦史議員には、これまでのご自分に関する請願は言うに及ばず、全請願について、文書にて、第三者の誰もが正当と認める内容を答えていただきたい。
- 2 永田敦史議員は、今回の一方的な話し合い要求が、正当なものと考えるならば、その根拠等を文書にて答えていただきたい。
- 3 永田敦史議員は『暴行ともとられかねない行為』に心あたりがありそうだから、それは何か、どのようにかかわったのか、文書にて答えていただきたい。
- 4 安城市議会は、今回の乱入事件に関し、永田敦史議員に厳重な対処と、安城市議会議員政治倫理条例に従い、再発防止に向けて、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させる策を講じることを求めます。

なお、永田敦史議員の今回の件を不問に付し、本請願を否決するようなことがあるならば、議会の説明責任においてその理由を明示していただくことを求めます。

要

旨